

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に  
当たるときは、  
その翌日)

## 目 次

- ◇ 条 例 鳥取駅前火災被災者用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- ◇ 規 則 鳥取駅前火災被災者用施設管理規則の一部を改正する規則
- ◇ 告 示 入会林野整備計画の適否の決定  
銃猟禁止区域の設定  
土地改良事業計画の適否の決定  
土地改良事業の認可(二件)  
基本測量の実施  
建築基準法による道路の位置の指定
- ◇ 教 委 告 示 教育委員会の招集
- ◇ 公 告 毒物劇物取扱者試験の実施  
二級建築士試験の合格者

## 条 例

鳥取駅前火災被災者用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十一年十月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県条例第四十三号

鳥取駅前火災被災者用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取駅前火災被災者用施設の設置及び管理に関する条例(昭和四十六年十一月鳥取県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中	第一被災者用施設	鳥取市	を	第一被災者用施設
	第二被災者用施設	鳥取市		

鳥取市に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

鳥取駅前火災被災者用施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年十月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六十五号

鳥取駅前火災被災者用施設管理規則の一部を改正する規則

鳥取駅前火災被災者用施設管理規則（昭和四十六年十二月鳥取県規則第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第五条関係）」に改め、第二被災者用施設の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第八百四十号

鳥取市岩坪 四四三―二 合併地岩坪入会林野整備組合組合長大下卓夫から 四四七

申請のあつた岩坪入会林野整備計画については、昭和五十一年九月十一日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

岩坪入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年十月二十七日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第八百四十一号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十条の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第八八号）第二十五条において準用する同規則第二十四条の規定により告示する。

昭和五十一年十月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	区 域	期 間	面 積
奥谷銃狺 禁止区域	岩美郡国府町大字奥谷と宮下と鳥取市との境界点を起点とし、同点から宮下と奥谷との境界を西に進み、町道宮下一五号線に至り、同町道を南に進み、町道宮下四号線に至り、同町道を西に進み、町道宮下七号線に至り、同町道を北西に進み、町道宮下六号線に至り、同町道を北東に進み、町道奥谷一号線に至り、同町道を西に進み、町道奥谷二号線に至り、同町道を北に進み、町	昭和五十一年十一月一日から昭和五十九年十月三十一日まで	五 一 ヘクタール
津ノ井銃狺 禁止区域	鳥取市海蔵寺地内の市道広岡一号線と国道二九号との交差点を起点とし、同点から国道二九号を南に進み、鳥取市と郡家町の境界に至り、同境界を西に進み、鳥取市弥宜谷と越路の境界に至り、同所から鳥取市弥宜谷、香取、広岡及び船木と越路及び古郡家との境界を北に進み、市道船木四号線に至り、同市道を東に進み、市道船木二号線に至り、同市道を北東に進み、市道弥宜谷船木線に至り、同市道を南東及び東に進み、市道広岡一号線に至り、同市道を北東に進み、起点に至る線で囲まれた一円の地域	昭和五十一年十一月一日から昭和五十六年十月三十一日まで	三 五 〇 ヘクタール

日野川銃狺 禁止区域	日野川河川敷のうち、国鉄山陰本線日野川鉄橋から河口までの兩岸堤防の裏法 <sup>ウラホウ</sup> 肩と裏法 <sup>ウラホウ</sup> 肩との間の河川敷全域	昭和五十一年十一月一日から昭和五十六年十月三十一日まで	二 二 〇 ヘクタール
鏡ヶ成銃狺 禁止区域	日野郡江府町御机地内の県道如來原倉吉線と蒜山大山有料道路との交差点を起点とし、同点から県道如來原倉吉線を北に進み、江府町と東伯郡関金町との境界に至り、同境界を東及び南に進み、鳥取県と岡山県との県境に至り、同県境を南西に進み、蒜山大山有料道路に至り、同有料道路を北に進み、起点に至る線で囲まれた一円の地域	昭和五十一年十一月一日から昭和五十六年十月三十一日まで	八 〇 ヘクタール

鳥取県告示第八百四十二号

昭和五十一年九月三十日付けで郡家町から申請のあつた土地改良(山田地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年十月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

### 鳥取県告示第八百四十三号

三朝町から申請のあつた町営土地改良（吉田地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年十月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年十月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県告示第八百四十四号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良（上古川地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年十月十

九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年十月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県告示第八百四十五号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年十月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

#### 一 作業種類

基本測量（二万五千分の一基本図修正測量作業）

#### 二 作業期間

昭和五十一年十一月十日から昭和五十一年十二月二十日まで

#### 三 作業地域

鳥取市、気高町、青谷町、鹿野町、三朝町、船岡町、河原町、佐治村、用瀬町、智頭町、郡家町、若桜町、八東町及び福部村

### 鳥取県告示第八百四十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、昭和五十一年十月二十六日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。  
昭和五十一年十月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市旗ヶ崎 七三八一 三沢木材有限会社 代表取締役 三沢 進	米子市東福原字沖林ノ拾 一 四八一―三六及び一四八一― 三八の一部並びに字沖林ノ拾 壱一四九二―一、一四九二― 一二、一四九二―一三、一 四九二―一四、一四九二―一 五及び一四九五―一	幅員 五・〇〇メートル 九・〇〇メートル 延長 六三・二〇メートル

### 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第二十一号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十一年十月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

一 日時 昭和五十一年十月二十八日 午後三時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室

### 三 議題

- 1 公立学校校長人事について
- 2 その他

## 公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和51年10月26日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 1 期日及び場所

昭和51年12月7日（火曜日）午前10時から午後3時まで

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂

### 2 試験科目

#### (1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「規則」という。）別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

エ 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「規則」という。）別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

3 受験手続

受験希望者は、毒物及び劇物取扱法施行細則（昭和28年3月鳥取県規則第9号）別記第1号様式の受験申請書に次の書類を添えて、所轄保健所の長を経由して知事に提出すること。

- (1) 履歴書
  - (2) 戸籍抄本
  - (3) 写真（申請前6箇月以内に脱帽で上半身を撮影した名刺形の台紙のないもの）2枚
  - (4) 精神病者、麻薬、大麻、おへん若しくは覚せい剤の中毒者又はおし、つんば、盲若しくは色盲の者でないことを証する医師の証明書
- 4 受験手数料及びその納付方法
- (1) 受験手数料 2,000円
  - (2) 納付方法
    - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験申請書にはり付けること。この場合、消印しないこと。
- 5 受験申請書の提出期限  
昭和51年11月18日（木曜日）まで

昭和51年7月24日及び9月19日に実施した二級建築士試験の合格者は、次のとおりである。

昭和51年10月26日

鳥取県知事 平

林 鴻 三

近藤 勉	中江美知枝	由宇 正実	武田 公典	福井 正美
霜村 将博	堀 且敏	升本 繁	久野 忍夫	笠見 稜
山下 憲一	柿ヶ原 進	深澤 人美	伊藤 邦夫	濱中 安男
木村 純治	門脇 昇	西原 淳吉	岡野 作二	山根 篤美
田中 福男	保木本 修	中山 勇	富士原 泰	尾上 美敦
浜橋 容子	谷口登貴子	吉田 英敏	恩田 久	前田喜代和
西尾 道博	中村 正直	谷村 昇	植田 政義	坪田 義明
池内 博人	小林 美喜江	山本 由子	中島 康博	川戸 誠
宮本 忠臣	米村 康枝	菅田 博	山本 重敏	磯江 篤男
長綱 優子	今西 康博	川本 充久	塚山 祐子	上野 美厚
原田 憲子	吉田 重雄	岡本 茂太郎	森山 勝利	小畑 正隆
大谷 満	辻 一郎	木山 利夫	芝野 春樹	河川 二裕
毎川 秀巳	足立 幸雄	深田 熊三	小川賀津夫	安田 栄
松本 忍	高島 修三	梅田 慎司	谷口井田	安田 隆二
安田 豊行	古志 和子	遠藤 良治	権代 芳雄	島田 孝三
井上 博司	尾崎喜太郎	高林 貞忠	権代 正志	住田 賀博
戸田 隆雄	野口 正夫	津田 良忠	平野昇太郎	福田 三み
杉原 敏弘	福田 一郎	加納 博公	吉田 保	中村 草春
平本 正任	西原 利幸	鈴木 利俊	藤原 登	松原 美幸
山本 和夫	長谷川国広	小谷 恭一	藤原 登	前川 寛治
鈴木 秀人	川邊 敏樹	西村 小國	藤原 登	前川 秀正
遠沢 知重	谷口 茂樹	小国 達夫	藤原 登	米原 栄治
加藤 重巳	山下貴世子	義一	藤原 登	米原 栄治
隆			藤原 登	米原 栄治